

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>
※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

10月8日～11月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	10月23日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター	
人権相談	10月22日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	10月16日(水)・21日(月)、11月6日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
障がい者支援相談(予約制)	10月8日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当 (☎594-5535)
	10月25日(金) 10:00～15:00 (身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	10月19日(土)、11月5日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	10月18日(金) 13:30～15:30	コミュニティセンター	
	11月2日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	10月19日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
	毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
健康・生活相談	10月21日(月) 9:30～12:00	健康増進センター	(☎591-8251)

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ④

■ 原野商法の二次トラブルが増加しています

原野商法とは、価値のない山林などの土地を値上がりするように偽って販売する悪質商法です。過去に被害にあった消費者に、土地が高価格で売却できると勧誘し、「土地区画の測量費や整地費用」「樹木の剪定費」「売却物件として広告料」などさまざまな理由で契約させられる原野商法の二次被害トラブルが増加しています。

最近の相談のなかには、「買付証明書」「印鑑証明書」などを消費者宅に送付して信用させたり、「外国人が土地を購入しているから値上がりする」などと言って勧誘する新しい手口もみられます。

トラブルにあった消費者のなかには、購入して何十年も経過している土地を早く処分したいとの焦りや不安感を持っている人が少なくないと考えられます。

また、事業者の具体的な根拠もなしに土地がすぐにも売却できるかのような事実と異なる説明にも問題があります。

・事業者の「土地を購入したい人がいる」「今なら高価格で売却できる」等の説明をうのみにしない。

・突然の不審な電話であれば、契約しないことをはっきり伝え、き然と断ること。断っても勧誘が続く場合には、

長く話を聞かずに電話を切ること。

契約してしまった場合でも、訪問販売や電話勧誘販売による測量サービスや土地の管理委託契約は、特定商取引法により書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできる場合があります。

そのほかにも、悪質商法の被害者に「事業者の隠し財産が海外で見つかり、被害が回復されることになった」と電話をかけ、保証金や手数料等の名目でお金を要求されるケースもありました。

トラブルにあたり、不審な点があればすぐに消費生活センターに相談してください。

相談窓口

○北本市消費生活センター(市民課市民相談担当☎594-5529※電話でのご相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00

○埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)

毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:30～16:00

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)

毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

セーフコミュニティきたもと Vol.15

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故などは偶然に起こるものではなく、予防することができる」という理念のもと、行政・地域・警察・家庭・学校などのすべての関係者が分野横断的に連携・協働して、安心・安全に暮らすことができるまちづくりを進めていくことです。



☎協働推進課セーフコミュニティ担当(☎594-5571)

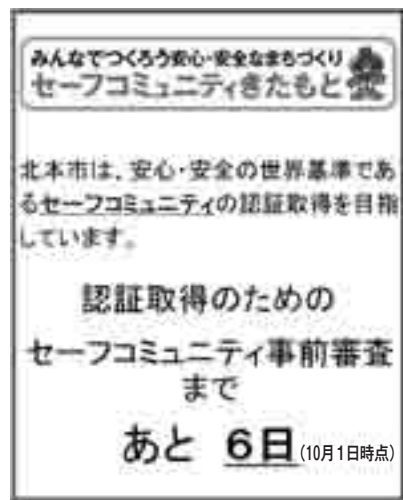
北本市セーフコミュニティ事前審査のカウントダウンを掲示しています。

10月7日(月)・8日(火)に開催される北本市セーフコミュニティ事前審査に向けて、開催までの日数が一目で分かるように、カウントダウンの掲示をしています。

掲示場所は、庁舎北側・南側の出入口、文化センター南側・北側出入口および新庁舎建設作業壁面の5箇所、事前審査が行われる前日の10月6日まで掲示します。

セーフコミュニティの取組みをより多くの市民の皆さんに知っていただき、安心・安全に係る取組みに参加していただくことで、皆でセーフコミュニティの機運を盛り上げていけるよう、引き続き積極的な啓発活動を行っていきます。

市長メッセージ



北本あんぜん情報 第68号

市内の犯罪が減少しています

北本市内の今年7月末までの刑法犯認知件数は、255件(前年同期比-253件、減少率-49.8%)と約半数に減少しています。特に昨年多発していたオートバイ盗、自転車盗が減少傾向にあり、次の様な盗難対策の効果が抑止力となっています。

- 外出先でも自宅でも、必ず鍵をかける。ワイヤー錠やU字ロックで二重に鍵をかける。
- 決められた場所に停めて、路上駐車しない。
- 保管中はカバーをかけるなど、盗まれにくい工夫をする。

わがまち防犯隊に参加しませんか

県内では、5,000を超える自主防犯団体が活躍しています。この団体数は日本一で、市内でも多くの団体が自治会等を主体として組織されており、地域の安全を見守っています。



県内振り込め詐欺被害、半年間で8億円!

～自分はだまされない、要注意です～

県内では、今年1月～6月の半年間で昨年同時期を超える、303件、約8億1,000万円もの振り込め詐欺が発生しています。その手口は、自宅以外に誘い



出される手交型が多くなっていますが、従来の振り込み型もあります。その場合、職員から注意喚起をされても、すでに犯人にだまされていて、注意を振り切り、振り込んでしまうケースもあります。

「自分はだまされない」と思っている、最初の犯人からの電話判断が重要です。一人で判断せずに相談しましょう。

防犯情報配信中
e防メールサービスをご利用ください。
ebouhan@soho-salon.com

